児童手当の必要書類

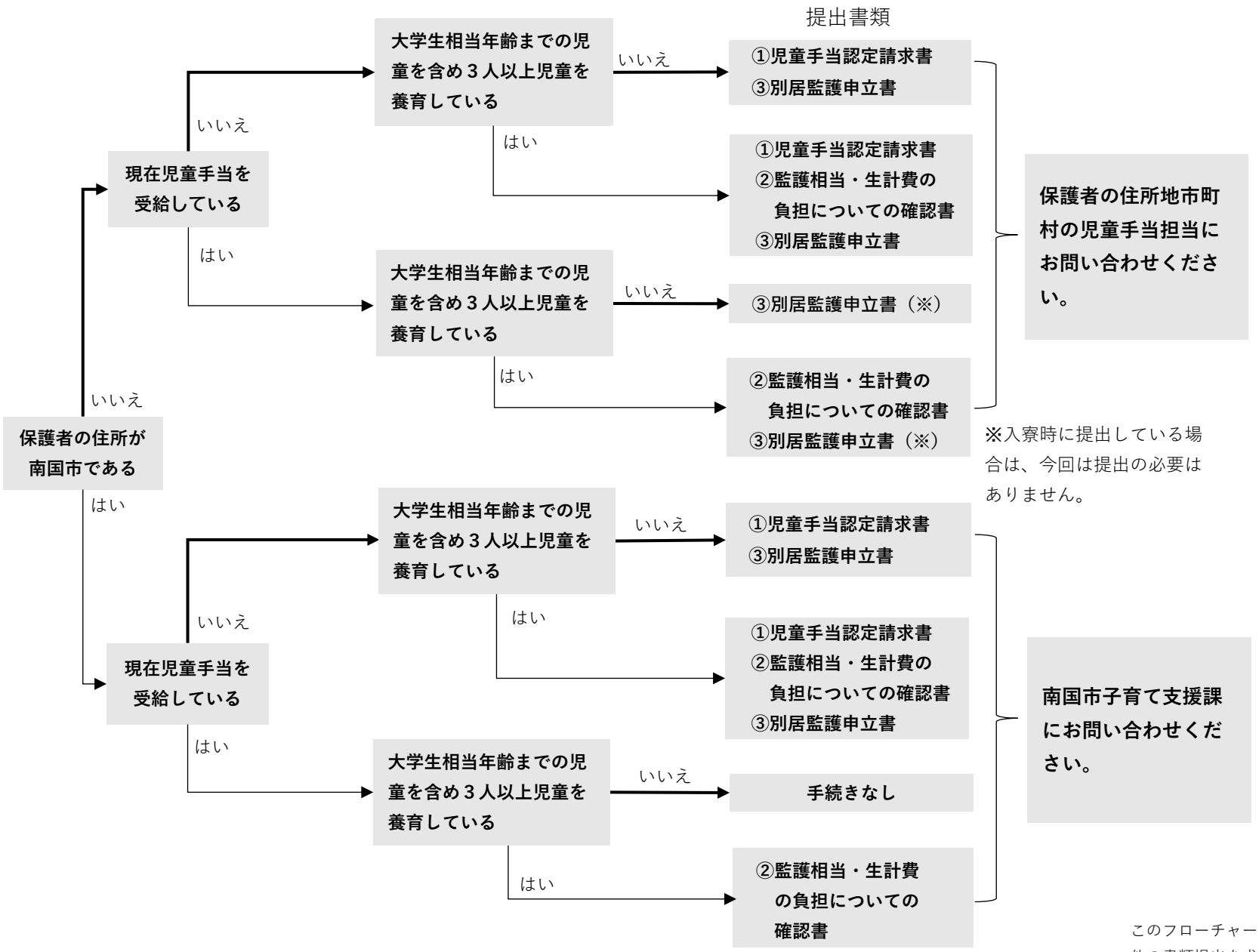

＊大学生相当年齢

平成14年４月２日生まれ～平成18年４月１日生まれ

①児童手当認定請求書

新規に児童手当を受給するための書類

②監護相当・生計費の負担についての確認書

大学生相当年齢の児童への監護相当の世話及び生計費の負担を行い、その児童を含めて３人以上養育している場合に提出する書類

③別居監護申立書

支給対象児童と別居している場合、監護を申し立てる書類

このフローチャートは参考例です。支給要件確認のため、他の書類提出を求められる場合があります。